

技術基準の制定、改正又は廃止の提案並びに 質疑応答・解釈に関する質問について

1. 制定済みの技術基準に関する技術的内容に関わる質問

規定について不都合があり改正が必要と考えられる場合、追加の規定が必要と思われる場合、又は規定の解釈に関して不明な点がある場合には、以下の方法に従って技術的質問状を提出してください。技術的質問状は、高圧ガス保安協会の公正性、公平性、公開性を原則とする技術基準策定プロセスを用いて運営される担当委員会組織により検討された後、書面にて回答されます。

1.1 技術的質問状の作成方法

1.1.1 必要事項

技術的質問状には、以下の事項について明確に示してください。

a) 質問の目的

下記の中の一つを明示してください。

- 1) 現状の技術基準の規定の改正
- 2) 新しい規定の追加
- 3) 解釈

b) 背景の情報

高圧ガス保安協会及びその担当委員会が、質問の内容について正しく理解するために必要な情報を提供してください。また、質問の対象となっている技術基準の名称、発行年、該当箇所を明示してください。

c) 補足説明の必要性

技術的質問状を提出する人は、その内容に関してさらに詳細な説明をするため、又は委員会委員から受けるであろう質問に関しての説明を行うため、担当委員会の会議に出席することができます。当該説明の必要がある場合には、その旨明記してください。

1.1.2 書式

a) 技術基準の規定の改正又は追加の場合

技術基準の改正又は追加に関する質問を提出する場合には、下記の項目を記してください。

1) 改正又は追加の提案

改正又は追加の提案を必要とする技術基準の該当規定を明確にするため、該当部分のコピーに手書き等で明示するなど、できるだけわかりやすく示したものを添付してください。

2) 必要性の概要説明

改正又は追加の必要性を簡単に説明してください。

3) 必要性の背景の情報

高压ガス保安協会及びその担当委員会が提案された改正又は追加について、十分に評価し検討できるように、その提案の根拠となる技術的なデータ等の背景情報について提供してください。

b) 解釈

解釈に関する質問を提出する場合には、下記の事項を記してください。

1) 質問

解釈を必要とする規定について明確にし、できるだけ簡潔な表現を用いて質問の提出者の当該規定に関する解釈が正しいか又は正しくないかを尋ねる形式の文章により提出してください。

2) 回答案

解釈に関する質問を提出する人が、上記1)に対する回答案がある場合には、“はい”又は“いいえ”に加えて簡単な説明又はただし書きを付した形式の回答案を付してください。

3) 必要性の背景の情報

高压ガス保安協会及びその担当委員会が提案された解釈に関する質問について、十分に評価し検討できるように、その提案の背景を示してください。

1.1.3 提出形式

技術的質問状は原則ワープロ等で作成し、必要に応じて明瞭な手書きの書類等を添付してください。技術的質問状には、質問者の名前、所属先名称、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを明記し、下記宛に電子メール、FAX又は郵送により送付してください。なお、提出された情報(個人情報も含む)は、高压ガス保安協会及びその担当委員会における必要な作業を行うために利用され、原則的に一般に公開する担当委員会において公表されることがあります。また、高压ガス保安協会及びその担当委員会から質問の内容について確認のための問い合わせを行う場合があります。

1.2 技術的内容に関わる質問以外の質問

技術的内容に関わる質問以外の質問については、高压ガス保安協会の担当がお答えいたしますので、電子メール、FAX又は郵送により下記宛にお問い合わせください。

2. 新規技術基準制定の申出について

新規技術基準の制定について申出を行おうとする場合は、以下の方法に従って技術基準制定の申出を行って下さい。申出については、高压ガス保安協会の公正性、公平性、公開性を原則とする技術基準策定プロセスを用いて運営される担当委員会組織により検討された後、書面にて回答されます。

2.1 必要事項

新規技術基準制定の申出は、以下の事項を明確に示してください。

a) 制定趣旨書

趣旨書には以下の事項を明記してください。

1) 必要性

2) 適用範囲、規定すべき事項

3) 関連する海外及び国内の法令、規格、基準等

なお、趣旨書には申出者の作成した技術基準原案を添付することができます。この場合、技術基準原案は JIS Z 8301 規格票の様式に準拠、作成したものとしてください。

b) 背景の情報

高圧ガス保安協会及びその担当委員会が、申出の内容について正しく理解するために必要な情報(申出の根拠となる技術的なデータ等の背景情報)を提供してください。

c) 補足説明の必要性

申出を行う人は、その内容に関してさらに詳細な説明をするため、又は委員会委員から受けるであろう質問に関する説明を行うため、担当委員会の会議に出席することができます。当該説明の必要がある場合には、その旨明記してください。

2.2 提出形式

上記 1.1.3 をご参照ください。

3. 問い合わせ先及び送付先

ご不明な点については下記までお問い合わせください。また、上記 1.(1.2の技術的内容に関わる質問以外の質問を除く。)及び 2.に関わる申出については、書面で下記宛にお送り下さい。

記

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 協会技術基準担当宛
〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
E-mail : hpg@khk.or.jp
TEL : 03 - 3436 - 6103
FAX : 03 - 3438 - 4163